



とおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和八年一月二十六日。ただし、年齢につ

登録を行う日 令和八年一月二十六日

4

日 次

●東京都選挙管理委員会告示第十九号
政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定により、令和八年二月八日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数を次のとおり定めた。

この場合、ラジオ放送は三放送局が分担するものとする。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

一 基幹放送事業者及び回数

- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所:(東京都選挙管理委員会)…一
- 衆議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所:(同)…三
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所:(同)…三

公 告 示(選)

告 示(選)

- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日…

- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等…

二 ラジオ放送の分担

各政党の放送回数	株式会社文化放送	株式会社ニッポン放送	株式会社TBSラジオ
一	二	二	二
二	一	一	一
三	二	一	一
四	一	一	二
五	一	一	二
六	一	一	二
七	一	一	二
八	一	一	二

公 告

衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和八年二月八日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において東京都各選挙区の選挙長が事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十三日

東京都選挙管理委員会

選挙区名

東京都第一区 千代田区選挙管理委員会事務局 千代田区九段南一丁目二番一号

(ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは千代田区役所本庁舎八階第一委員会室 千代田区九段南一丁目二番一号)

台東区選挙管理委員会事務局 台東区東上野四丁目五番六号

(ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは台東区役所本庁舎七階議会第一会議室 台東区東上野四丁目五番六号)

品川区選挙管理委員会事務局 品川区広町二丁目一番三十六号

(ただし、一月二十七日午前八時三

〇東京都選挙管理委員会告示第十八号
公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二十二条第三項の規定により、令和八年二月八日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙人名簿の登録について

被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次の

東京都第三区

東京都第九区	練馬区選挙管理委員会事務局 練馬 区豊玉北六丁目十二番一号	杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号)
東京都第十区	文京区選挙管理委員会事務局 文京 区春日一丁目十六番二十一号	練馬区選挙管理委員会事務局 練馬 区豊玉北六丁目十二番一号)
東京都第十一区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは江東区役所本庁舎三階江東区議会委員会室 江戸川区中央一丁目四番一号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第十二区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前九時までは江戸川区役所本庁舎五階五〇四会議室 江戸川区中央一丁目四番一号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第十三区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前九時までは板橋区役所北区役所澣野川分庁舎四階監査会議室 北区澣野川二丁目五十二番十号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第十四区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは足立区役所本庁舎十三階大会議室A 足立区中央本町一丁目十七番一号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第十九区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時三十分までは国立市役所本庁舎二階委員会室 国立市富士見台二丁目四十七番地の二）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第二十区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前九時三十分までは東村山市役所いきいきプラザ四階教育委員会室 東村山市本町一丁目二番地三）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第二十一区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは杉並区役所杉並区選挙管理委員会事務局 杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第八区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは墨田区役所墨田区選挙管理委員会事務局 墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第五区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは大田区役所大田区選挙管理委員会事務局 大田区蒲田五丁目十三番十四号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
東京都第四区	（ただし、一月二十七日午前八時三十分から午前十時までは品川区役所品川区広町二丁目三十六号）	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号

発 行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一(代) 都新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 價一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの